

○網走市介護支援専門員研修支援事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、介護支援専門員の確保を図るため、介護支援専門員更新研修・再研修（以下「介護支援専門員研修」という。）の受講に要した経費に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関し、網走市補助金等交付規則(昭和57年規則第18号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者

市内で介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う法人をいう。

(2) 介護支援専門員研修

介護支援専門員に必要な専門的知識及び技術・技能の習得を図る研修のうち次に掲げるものをいう。

ア 法第69条の2に基づく実務研修受講試験に合格した者が資格を取得するための実務研修

イ 法第69条の8に基づく実務未経験者の者が証を更新するための更新研修

ウ 証の有効期限が既に満了している者が証の更新をするための再研修

(3) 従事者

事業者には雇用されている職員をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象者（以下「申請者」という。）、対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助金の交付の条件は、別表のとおりとする。ただし、事業者は他の助成を既に受けている場合は、補助金の交付を受けることができない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付申請は申請者が行うものとし、交付申請書及びその添付書類の様式は、別記第1号様式（事業者用）または別記第2号様式（従事者用）のとおりとする。

2 前項の申請書は、市長が別に指定する日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは、規則第5条に規定する補助金の交付決定を規則第16条に規定する額の確定と併せて行い、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 規則第15条の規定による実績報告は、第5条の交付申請書の提出をもって報告があったものとみなす。

(補助金の支払方法)

第7条 市長は、第5条に定める補助金の額を確定した後に、その補助金を申請者に対して支払うものとする。

2 申請者は、補助金の支払を受けようとするときは、規則に定める請求書を提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

別表(第3条関係)

対象者	補助対象経費	補助金の額	交付の条件
事業者	事業者が介護支援専門員研修の研修実施機関に直接支払った受講経費。なお、必須テキスト代及び実習費を含む(ただし、補講料及び追試受験料等は補助対象としない)。また、消費税及び地方消費税相当分については補助対象経費から除外する。	従事者1人当たり補助対象経費の実支出額の2分の1(1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額とする。)を上限とし、予算の範囲内で交付する。	次の各号のいずれにも該当する従事者であること。 (1) 事業者が直接雇用契約を締結していること。 (2) 市長が別に指定する期間中に介護支援専門員研修を終了し、研修実施機関が発行する修了証明書の交付を受けていること。 (3) 事業者が運営する介護サービス事業所に介護支援専門員以外として就労しており、かつ、申請時において介護支援専門員として市内の居宅介護支援事業所の就労していること。
従事者	介護支援専門員研修の研修実施機関に直接支払った受講経費。なお、必須テキスト代及び実習費を含む(ただし、補講料及び追試受験料等は補助対象としない)。	補助対象経費の全額(ただし、他の助成を既に受けている補助対象経費については、補助金の交付を受けることができない。)とし、予算の範囲内で交付する。	次の各号のいずれにも該当する者であること。 (1) 介護支援専門員研修開始時点において居宅介護支援事業所で就労していない者。 (2) 申請時点において介護支援専門員として市内の居宅介護支援事業所で就労しており、その期間が3月を過ぎ、引き続き就労が見込まれる者。 (3) 市長が別に指定する期間中に介護支援専門員研修を終了し、研修実施機関が発行する修了証明書の交付を受けていること。 (4) 市内に住所を有し、市税等の滞納がないもの。

別記第1号様式（第4条関係）

年 月 日

網走市長 様

法人所在地

法人名称

代表者

印

年度介護支援専門員研修支援事業補助金交付申請書

網走市介護支援専門員研修支援事業補助金交付要綱の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 所要額（精算額）調書（別紙1-1）
- (2) 受講した従事者の就労証明書（別紙1-2）
- (3) 受講経費の領収書（原本）又はクレジット契約証明書（利用証明書）
- (4) 受講料、テキスト代等の内訳が分かる書類（研修案内等）
- (5) 研修機関が発行する修了証明書（写）

3 申請にあたっての誓約事項

本事業の他に、受講経費の補助及び助成は受けておらず、受講経費の補助及び助成に係る申請も行っていません（交付要綱第3条関係）。

